

(1) 変遷

柏市においては、景観法の施行以前、平成13年3月に景観まちづくり条例を制定し、地域における大規模建築物等の景観誘導ガイドラインに基づく届出を通して、景観指導を進めてまいりました。

平成16年に景観法が施行され、平成17年には景観行政団体に移行し、平成18～19年に、「柏の葉キャンパス」「柏の葉一丁目」「柏の葉三丁目」「柏の葉三丁目第二」の4地区を重点地区に指定しました。

その後、景観計画の策定に併せて、「柏市景観まちづくり条例」の改正を行い、景観法に基づく景観指導を行うことができるようになり、平成25年に「豊四季台地区」、平成28年に「柏の葉2号調整池周辺」の重点地区指定を行っています。

また、「柏の葉キャンパス」では、平成28年に改正前の「柏市景観まちづくり条例」に基づく重点地区の指定を解除するとともに、改正後の「柏市景観まちづくり条例」に基づく重点地区の指定を行いました。これにより、「柏の葉キャンパス」の重点地区においても景観法に基づく景観指導を行うこととなりました。

(2) 2つの重点地区

上記で紹介したとおり、重点地区については2種類が存在します。1つは、平成19年12月に施行された新しい「柏市景観まちづくり条例に基づく重点地区」であり、以下(3)に示す地区です。他方、2つめは旧「柏市景観まちづくり条例に基づく重点地区」であり、以下(4)に示す地区です。

(3) 新条例に基づく重点地区

地区	指定日	告示日	施行日
豊四季台	平成25年3月28日	平成25年3月29日	平成25年4月1日
柏の葉キャンパス	平成28年1月29日	平成28年2月5日	平成28年4月1日
柏の葉2号調整池	平成28年1月29日	平成28年2月5日	平成28年4月1日

(4) 旧条例に基づく重点地区

1) 指定されている地区

- ・ 柏の葉一丁目 資料編
地区の指定：平成19年2月告示
基準の制定：平成19年2月告示
- ・ 柏の葉三丁目 資料編
地区の指定：平成19年2月告示
基準の制定：平成19年2月告示
- ・ 柏の葉三丁目第二 資料編
地区の指定：平成19年12月告示
基準の制定：平成19年12月告示

2) 解除された地区

- ・ 柏の葉キャンパス
地区の指定：平成18年2月告示
基準の制定：平成18年2月告示
地区の指定解除：平成28年2月告示
基準の廃止：平成28年2月告示

